

■ 電子申請者向け ■

セーフティネット保証5号（口）にかかる特定中小企業者の認定のご案内

1 認定の対象となる方 ※原則として、次のすべてに該当する方

- ・名古屋市内に本店又は事業所を有していること
 - ・経済産業大臣が指定した指定業種（※1）に属する事業を営んでいること
 - ・売上高等が（1）の場合はa、b及びc、（2）の場合はa、b、c及びdの状況であること
- （1）指定業種に属する事業を専業又は兼業している方【単一・兼業者①】
- a. 最近（※3）1か月間の売上原価のうち原油等（※2）の仕入額の割合が20%以上
 - b. 最近1か月間の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇
 - c. 最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して増加
- （2）指定業種と非指定業種に属する事業を兼業している方【兼業者②】
- a. 企業全体及び指定業種の最近1か月間の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上
 - b. 指定業種の最近1か月間の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇
 - c. 企業全体と指定業種それぞれの最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して増加
 - d. 最近1か月における企業全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合が20%以上
- ※1 指定業種は3か月ごとに更新されますので、最新の状況は中小企業庁ホームページからご確認ください
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html
- ※2 原油等とは原油、揮発油、軽油、灯油、重油、石油ガスを指します（石油化学製品や備車費は除外）
- ※3 最近とは、原則として申請月の前月を指します

2 電子申請の流れ ※窓口申請をご希望の方は、窓口申請者向けのご案内をご覧ください

- ① 本市へオンラインでの申請を希望する場合は、中小企業庁が運営する「中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル）」より、電子申請を行って下さい。
- ② なお、電子申請を利用するためには「GビズID」を取得する必要がありますので、詳しい手続き等は中小企業庁HPをご確認ください（申請ページへのリンクあり）。
<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230401sn-portal.html>
- ③ 窓口の開庁日にかかわらず（システムメンテナンス等を除く）24時間365日申請が可能です。ただし、申請が届いたことを確認する受付処理は、原則、申請の翌開庁日となります。



3 必要書類 ※窓口申請に必要な「認定申請書」「売上高等内訳書」はSNポータル上で確認できるため不要

提出書類	備考	
☐ 月別に売上高と売上原価が確認できる資料（試算表等） ☐ 月別に原油等仕入額及び数量が確認できる資料（仕入帳等）	・月別に売上原価の明細まで確認できることが必要です。 ※兼業者②は、指定業種の各事業の売上高・売上原価と企業全体の売上高・売上原価が確認できる左記書類が必要	
☐ 「業種確認表」	・所定の様式を市公式ウェブサイトよりダウンロードしてご記入下さい https://www.city.nagoya.jp/jigyousangyou/1026356/1035079/1026414/1026420.html	
☐ 業種が確認できる資料	・許認可・届出・登録（ある場合は用意）、請求書、会社概要、製品カタログ、諸契約書、ホームページ等からできる限り多種類	
☐ 市内で事業実態が確認できる書類 ※右記で確認できない場合は、許認可証や賃貸借契約書の写し等、実在確認ができる資料を2種類以上（個人は1種類で可）添付して下さい	法人	☐ 履歴又は現在事項全部証明書 ・3か月以内に法務局で取得した原本又はコピー
	個人	☐ 直近1期分の確定申告書 ※創業後で1期申告前は開業届 ・表紙、収支計算書や青色申告決算書のコピー
※個人の方で、住民票現住所と市内事業所の所在地が異なる場合はSNポータル上の申請画面の「その他」の欄に、市内事業所の所在地をご入力下さい。		
☐ 創業年月日が確認できる資料	法人	☐ 履歴又は現在事項全部証明書等
	個人	☐ 開業届、許認可証等

* 必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

* 認定は一切の融資・保証を約束するものではありません。また、認定後に申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定が取消しとなる場合があります。

4 申請・お問合せ先

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（中小企業振興センター）

〒464-0856 千種区吹上二丁目6-3 中小企業振興会館6階 TEL：735-2100